

令和8年5月21日

分任契約担当官
自衛隊宮崎地方協力本部長
壹岐香里

自衛隊宮崎地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
7	産業廃棄物収集運搬処理	新田原分駐所	8.7.31	8.5.22	8.6.1 1200	8.6.1 1300		

4 問合せ先及び提出先

〒 880-0901

住所：宮崎県宮崎市東大淀2丁目1-39 自衛隊宮崎地方協力本部

電話番号（FAX兼用）：0985-53-2643

仕様書の内容に関する件（担当） 総務課管理班 久木元

契約の内容に関する件（担当） 総務課会計班 吉原

見積依頼書

分任契約担当官
自衛隊宮崎地方協力本部長
壹岐 香里

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6SCK1H100200	6SCK1A00001 0001						
品名 または 件名							
産業廃棄物収集運搬処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
新田原分駐所				新田原分駐所			
搬入場所				納期または工期			
				令和8年7月31日(金)			

2 契約条項を示す場所

標準契約書及び入札心得等については、西部方面会計隊ホームページに掲示する。

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和8年6月1日(月)12時00分 自衛隊宮崎地方協力本部

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1) 実施要領について

自衛隊宮崎地方協力本部オープンカウンター方式実施要領及び「入札及び契約心得」による。

(2) オープンカウンター方式件名リストの掲示場所

陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

(3) 契約書の作成:契約者は決定後、契約金額により「駐屯地用標準契約書等」の書式により作成する。

(4) その他

ア 申し込みについては、自衛隊宮崎地方協力本部オープンカウンター方式実施要領、入札及び契約心得、仕様書等を熟覧又は熟読したうえ、見積期限の前日12時までに連絡をすること。

イ 見積書に暴力団体排除について誓約したことを証するため、「当社(私、当団体)は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」を余白に記載してください。

ウ 見積は税抜きで記載してください。

エ 申し込みのあった者については、市場価格の調査を実施しますので、ご協力をお願いします。(FAX可)

(5) 問い合わせ先

住所 〒880-0901 宮崎県宮崎市東大淀2丁目1-39

電話番号 0985-53-2643 (FAX兼用)

契約に関する事項 自衛隊宮崎地方協力本部 総務課会計班 吉原

仕様書に関する事項 自衛隊宮崎地方協力本部 総務課管理班 久木元

仕 様 書

作成年月日	8. 5. 18	作成者	自衛隊宮崎地方協力本部
		所属	総務課 管理班
		階級氏名	准尉 久木元 良次
件名	産業廃棄物収集運搬処理		

1 概要

自衛隊宮崎地方協力本部新田原分駐所で発生した混合廃棄物（テレビ等）の収集運搬処理を実施する。

2 数量等

品名	産廃の種類	数量	備考
混合廃棄物	廃プラ、金属くず 木くず等	13 m ³	別紙参照
リサイクル家電	テレビ	1台	リサイクル券代含む(別紙参照)

3 排出場所

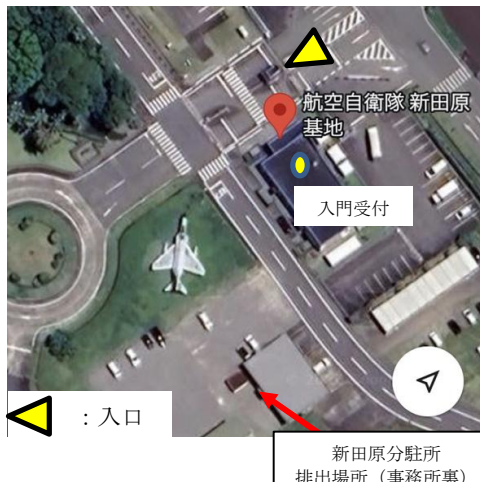
宮崎県児湯郡新富町大字新田19581 航空自衛隊新田原基地内
自衛隊宮崎地方協力本部新田原分駐所

4 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書及び「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し実施する。
- (2) 本件の実施にあたり疑義等が生じた場合は、関係法令等に従い係官と協議の上、実施する。

5 特記事項

- (1) 請負者は、契約後すみやかに産業廃棄物処分業、収集運搬業許可書の写しを提出する。
- (2) 請負者は、産業廃棄物搬出の際、係官に必要事項を記入した産業廃棄物管理票（マニフェスト票）を提出し、産業廃棄物処理後には適正に処置した各票をすみやかに提出する。
- (3) 作業中、本部施設に損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。
- (4) 配置図



6 その他

- (1) 法の遵守
産業廃棄物に該当する物品を処分するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令を遵守し適正に処理するものとする。
- (2) 仕様書に関する疑義
この仕様書に明記なき事項により疑義を生じた場合は、相互に調整するものとする。

混合廃棄物及びリサイクル家電



混合廃棄物
(廃プラ・金属くず・木くず等)

リサイクル家電
(リサイクル券代含む)